第74回国民体育大会 守谷市・常総市・坂東市準備委員会

第1回常任委員会



日時 平成28年6月20日(月)午前10時

会場 守谷市 いこいの郷常総



いきいき茨城ゆめ国体2019 第74回国民体育大会 翔べ 羽ばたけ そして未来へ

第74回国民体育大会守谷市·常総市·坂東市準備委員会 第1回常任委員会資料 目次

〇 報告事項

【報告第1号】 第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会役員,委員等の変更	••• 1
【報告第2号】 第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会会長の専決処分した事項	• • • 4
〇 審議事項	
【議案第1号】 第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市開催推進総合計画(案)	• • • 6
【議案第2号】 第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会専門委員会規程(案)	•••10
〇その他	
(1)第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会平成27年度事業報告(案)	•••17
(2)第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会平成27年度収支決算(案)	•••18
(3)第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会平成28年度事業計画(案)	•••20
(4) 第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会平成28年度収支予算(案)	• • • 2 2
(5)第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会の組織改正(案)及び会則の改正(案)	•••23
参考資料	
・第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会会則	•••36
・第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会委員等名簿	$\cdot \cdot \cdot 40$

報告第1号

第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会 役員,委員等の変更

第1回総会(平成28年2月16日開催)以降,平成28年6月20日までの間における役員,委員等の変更について,第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会会則第12条において準用する第8条第3項の規定により報告する。

○常任委員 (敬称略)

	機関・団体名及び役職	新任者	旧任者	変更年月日
	守谷市議会 議長	梅木 伸治	松丸 修久	平成28年3月1日
	守谷市学校長会 会長	菊池 靖夫	大谷 尚之	平成28年4月1日
守	茨城県取手警察署 署長	藤崎 克久	吉村 毅	平成28年4月1日
谷市	常総地方広域市町村圏事務組合 消防本部 消防長	中島 浩	岡野 一雄	平成28年4月1日
	首都圈新都市鉄道株式会社 守谷駅務管理所 所長	羽賀 俊哉	倉沢 好央	平成28年4月1日
	守谷市金融団幹事行 代表	佐々木 隆	井ノ﨑 昭	平成28年4月1日
	常総市校長会 会長	山中 久司	豊田 幸裕	平成28年4月1日
	茨城県立水海道第二高等学校 校長	佐藤 誠	古山 秀樹	平成28年4月1日
214	茨城県立石下紫峰高等学校 校長	渡邉 宏明	岩田 隆	平成28年4月1日
常総	常総ひかり農業協同組合 代表理事組合長	塚本 治男	草間 正詔	平成28年4月21日
	常総ボランティア連絡協議会 会長	永瀬 菊江	柴﨑 久乃	平成28年4月27日
	茨城県常総警察署 署長	蔀 靖夫	深川 仁志	平成28年4月1日
	水海道金融団幹事行 代表	横山 信行	新井 孝司	平成28年4月1日
	石下金融団幹事行 代表	霜村 正行	足立 正文	平成28年4月1日
	坂東市 副市長	南雲 仁	山下 政浩	平成28年4月1日
	坂東市校長会 会長	海老原 孝之	倉持 利之	平成28年4月1日
坂	茨城県立岩井高等学校 校長	清田 聡	秋葉 和洋	平成28年4月1日
東	茨城県立坂東総合高等学校 校長	大木 直人	塙 隆之	平成28年4月1日
市	茨城むつみ農業協同組合 代表理事組合長	岩瀬 治三郎	青栁 初男	平成28年4月25日
	坂東市金融団幹事行 代表	保原 幸弘	生天目 久雄	平成28年4月1日
	ばんどう建設業協会 会長	岡野 利雄	関 明	平成28年4月28日

○監事 (敬称略)

機関・団体名及び役職	新任者	旧任者	変更年月日
常 常 常総市会計管理者 市	平間 武	沼尻 貴如	平成28年4月1日

○委員 (敬称略)

	機関・団体名及び役職		£者	旧任者	変更年月日
	守谷市小学校体育連盟 会長	小池	義寿	中村 博吉	平成28年4月1日
	竜ケ崎保健所 所長	緒方	剛	茂手木 甲壽夫	平成28年4月1日
守	日本郵便株式会社守谷郵便局 局長	堀	晋吾	石塚 紀夫	平成28年4月1日
谷	守谷市教育委員会 教育部長	山崎	浩行	豊谷 如秀	平成28年4月1日
市	守谷市議会事務局 事務局長	菅谷	智弘	飯野 亘	平成28年4月1日
	守谷市会計管理者	飯野	旦	豊田 みよ子	平成28年4月1日
	常総地方広域市町村圏事務組合 事務局長	鈴木	彰	平間 良男	平成28年4月1日
	常総市小中学校体育連盟 会長	草間	典夫	山中 久司	平成28年4月1日
	常総市食生活改善推進委員会 会長	入江	洋子	古谷 裕子	平成28年4月19日
	常総市文化協会 会長	掘込	昇	増田 美久	平成28年4月1日
常総	常総市小中学校PTA連絡協議会 会長	大塚	芳克	小故島 浩	平成28年4月1日
市	常総市公立幼稚園PTA連絡協議会 会長	伊藤	洋子	佐々木 智恵	平成28年4月1日
	日本郵便株式会社水海道郵便局 局長	神風	和則	江幡 龍一	平成28年4月1日
	常総市総務部 部長	沼尻	貴如	岡田 健二	平成28年4月1日
	常総市教育委員会 教育部長	染谷	佳男	増田 哲也	平成28年4月1日
	坂東市子ども会育成連合会 会長	青柳	信夫	猪瀬 治彦	平成28年4月1日
	日本郵便株式会社岩井郵便局 局長	落合	裕巳	白子 寿仁	平成28年4月1日
坂東	坂東市総務部 部長	塚原	一雄	染谷 隆一	平成28年4月1日
市	坂東市企画部 部長	古矢	登士夫	塚原 一雄	平成28年4月1日
	坂東市上下水道部 部長	奥村	達也	針替 茂夫	平成28年4月1日
	坂東市教育委員会 教育部長	石塚	則夫	古矢 登士夫	平成28年4月1日

○顧問 (敬称略)

_ ,	(4.11.11)				
	機関・団体名及び役職	新任者	旧任者	変更年月日	
	守谷市議会 副議長	市川 和代	梅木 伸治	平成28年3月1日	
守	守谷市議会議会運営委員会 委員長	松丸 修久	又耒 成人	平成28年3月1日	
谷	守谷市議会総務教育常任委員会 委員長	高梨 恭子	髙木 和志	平成28年3月1日	
市	守谷市議会都市経済常任委員会 委員長	川名 敏子	市川 和代	平成28年3月1日	
	守谷市議会保健福祉常任委員会 委員長	高橋 典久	高橋 典久	平成28年3月1日	

○参与 (敬称略)

機関・団体名及び役職		新任者	旧任者	変更年月日
守公	守谷市教育委員会 教育委員	町田 香	鮎川 清勝	平成28年4月1日
市	国土交通省常総国道事務所 所長	伊與田 弘樹	牧角 修	平成28年4月1日
坂東市	坂東市教育委員会 教育委員	井口 理恵	中村 公子	平成28年5月18日

【新任】

○参与 (敬称略)

	•		(** -) * - - /
	機関・団体名及び役職	新任者	就任年月日
	守谷市議会 議員	山崎 裕子	平成28年3月1日
守	守谷市議会 議員	堤 茂信	平成28年3月1日
谷	守谷市議会 議員	神宮 栄二	平成28年3月1日
市	守谷市議会 議員	砂川 誠	平成28年3月1日
	守谷市議会 議員	渡辺 大士	平成28年3月1日

報告第2号

第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会 会長の専決処分した事項

第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会会則第14条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したことから、同条第2項の規定により報告するので、承認願いたい。

1 平成27年度補正予算

(平成28年3月22日専決処分)

第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会事務局設置にかかる 経費について、補正予算として専決処分を行った。

1 収入の部

(単位:円)

	科目	当初 予算額	補正 予算額	合計	説明
1	助成金	400, 000	1, 103, 000	1, 503, 000	
	1 振興会助成金	400, 000	1, 103, 000	1, 503, 000	守谷市・常総市・坂東 市ハンドボール競技振 興会から
2	雑収入	100	0	100	
	1 預金利子	100	0	100	
	合計	400, 100	1, 103, 000	1, 503, 100	

2 支出の部

(単位:円)

	科目	当初 予算額	補正 予算額	合計	説明
1	会議費	100, 000	68, 000	168, 000	
	1 消耗品費	40,000	11, 000	51,000	用紙代,卓上花代
	2 通信費	50,000	57, 000	107, 000	郵送代
	3 食糧費	10,000	0	10,000	総会時賄
2	工事費	200, 000	200 , 000	0	
	1 工事費	200, 000	200 , 000	0	準備室設置費へ流用
3	事務費	50, 000	0	50, 000	
	1 事務費	10,000	0	10,000	
	2 消耗品費	40,000	0	40,000	
4	準備室設置費	0	1, 235, 000	1, 235, 000	
	1 消耗品費	0	105, 000		
	2 備品購入費	0	260, 000		
	3 工事費	0	870,000		3市LAN工事ほか
5	予備費	50, 100	0	50, 100	
	1 予備費	50, 100	0	50, 100	
	合計	400, 100	1, 103, 000	1, 503, 100	

2 平成28年度暫定収支予算

(平成28年3月22日専決処分)

平成28年度に実施する会議の開催や事務局の運営設置にかかる経費のうち, 年度当初から総会開催までの期間の必要額について,暫定収支予算として専決処分を行った。

1 収入の部

(単位:円)

科目本年度予算額		暫定予算額	説明
		(4月~8月分)	
1 負担金及び助成金	42, 904, 000	4, 904, 000	
1 振興会助成金	12, 904, 000	4, 904, 000	守谷市・常総市・坂東市 ハンドボール競技振興会 から
2 市負担金	30, 000, 000	0	守谷市,常総市,坂東市から
2 雑収入	25, 576	1, 000	
1雑収入	25, 576	1, 000	預金利息等
3 繰越金	335, 424	0	
1 繰越金	335, 424	0	H27年度会計から
合計	43, 265, 000	4, 905, 000	

2 支出の部

(単位:円)

科目	本年度予算額	暫定予算額	説明
		(4月~8月分)	
1 総務費	3, 752, 000	2, 868, 000	
1 会議費	159, 000	134, 000	消耗品費,食糧費,通信 運搬費等
2 事務局費	3, 593, 000	2, 734, 000	消耗品費,燃料費,通信 運搬費,手数料,使用料 賃借料,備品購入費等
2 開催推進費	2, 013, 000	1, 537, 000	
1 事業費	2, 013, 000	1, 537, 000	旅費,消耗品費,印刷製本費,委託料等
3 諸支出金	37, 000, 000	0	
1 開催準備金	37, 000, 000	0	国体開催準備積立金
4 予備費	500, 000	500, 000	
1 予備費	500, 000	500, 000	
合計	43, 265, 000	4, 905, 000	

議案第1号

第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市 開催推進総合計画(案)

1 趣旨

第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」(以下「茨城国体」という。)の成功に向け、守谷市・常総市・坂東市(以下「3市」という。)の英知と情熱を結集し、真心のこもった魅力あふれる大会の開催を目指すとともに、新たな活力とにぎわいの創出を図るため、第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市基本方針に基づき開催推進総合計画を定めるものとする。

2 主要項目

- (1) 総務企画関係
 - 総務企画

県,競技団体,関係機関及び関係団体と連携を図り,茨城国体を 一過性のものとせず,将来のまちづくりにつながる大会とするため, 総合的な計画を立案し、施策を推進する。

② 財務

県,競技団体等関係機関及び関係団体との相互協力のもと,簡素な中にも実りある国体を目指し,適切で効率的な財務を運営する。

③ 広報

茨城国体開催に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、様々な媒体や機会を通じて、効果的かつ積極的な広報啓発活動を展開するとともに、3市の自然や歴史・文化・産業など魅力ある地域資源を全国に発信する。

④ 市民協働

市民一人ひとりが茨城国体開催に積極的の参加する機運を高めるとともに、市民総参加のもと茨城国体を盛り上げていくことで、市民協働のまちづくりの推進につなげる。

⑤ 歓迎·接伴

選手や監督をはじめ、応援観戦に訪れる方々を温かくお迎えする とともに、3市の観光・文化・産業等を広く紹介し、もう一度訪問し ていただけるような心のこもったおもてなしや観光案内を提供する。

(2) 競技式典関係

① 競技

競技会の開催にあたっては、県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密な連携を図り、円滑で効果的な運営を行うものとする。

② 式典

競技会における開始式及び表彰式については、華美にならないよう,また、選手等の負担にならないよう関係者と協議し、簡素の中にもぬくもりのあるものとなるよう、創意工夫をこらした式典とする。

③ 施設

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、 既存施設の有効活用に努めることを前提としながら、将来にわたり 市民が気軽にスポーツに親しむことができるような整備を実施する。

(3) 宿泊衛生関係

① 宿泊

選手や監督をはじめ、3市を訪れる方々を温かくお迎えし、宿泊施設その他関係機関との連携により、十分にくつろいでいただける環境を整えるとともに、より多くの方々の受け入れができる効率的な配宿体制の確立を図る。

② 医事·衛生

茨城国体に関わる全ての人が快適で安全・安心な環境のもとで、 十分な活躍や観覧等ができるよう、医療機関その他関係機関との連 携を強化する。

さらに,食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに,防疫対策及 び医療救護体制の確立を図る。

(4) 輸送交通関係

輸送・交通

3市の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関との連携により、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努める。

あわせて、交通混雑の緩和と環境への負担の軽減のために公共交通機関の利用を促進し、交通安全の徹底を考慮した輸送・交通体制の確立に努める。

② 警備・消防

競技会場その他大会関係施設における治安の確保や災害の防止, 非常時における緊急対応に万全を期するため、警察・消防その他関 係機関と連携を図りながら、警備・消防防災体制の確立を図る。

(5) 企業協賛関係

① 企業協賛推進

企業等の理解と協力のもと、大会の準備や運営を支える市民参加 による大会づくりの取組として推進し、併せて大会開催機運の醸成 を図る。

議案第2号

第74回国民体育大会守谷市·常総市·坂東市準備委員会 専門委員会規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会会則(平成28年2月16日決定)第13条第4項の規定に基づき、第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会専門委員会(以下「専門委員会」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び付託事項)

- 第2条 専門委員会の名称及び第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂 東市準備委員会常任委員会からの付託事項は、別表のとおりとする。 (役員)
- 第3条 専門委員会に次の各号に掲げる役員を置く。
 - (1)委員長 1名
 - (2) 副委員長 若干名

(役員の選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

(役員の職務)

- 第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した順位により、その職務を代理する。(会議)
- 第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会の議事は、出席した専門委員の過半数をもって決し、可否 同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることがで

きる。

- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱した委員(以下「部会委員」という。) をもって構成する。
- 3 第3条から第5条まで並びに第6条第1項,第2項及び第4項の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。
- 4 部会委員の任期は,専門委員の任期の例による。 (委任)
- 第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営について必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附則

この規程は、平成28年6月20日から施行する。

別表 (第2条関係)

名 称	付 託 事 項
総務企画専門委員会	1 総務企画に関すること。
	2 財務に関すること。
	3 広報に関すること。
	4 市民協働に関すること
	5 歓迎、接伴に関すること。
	6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技に関すること。
	2 式典に関すること。
	3 施設に関すること。
	4 その他競技式典に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関すること。
	2 医事・衛生に関すること。
	3 その他宿泊衛生に関すること。
輸送交通専門委員会	1 輸送・交通に関すること。
	2 警備・消防に関すること。
	3 その他輸送交通に関すること。
企業協賛推進専門委員会	1 企業協賛の推進に関すること。

第74回国民体育大会守谷市·常総市·坂東市準備委員会 総務企画専門委員会委員(案)

【54名】 (順不同・敬称略)

選出区分	守谷市	常総市	坂東市
	商工会	商工会	商工会
	観光協会	観光物産協会	観光協会
	茨城みなみ農業協同組合	常総ひかり農業協同組合	岩井農業協同組合
			茨城むつみ農業協同組合
産業経済 社会福祉	ボランティア協会	ボランティア連絡協議会	ボランティア連絡協議会
工工品品	女性団体連絡協議会	女性団体 じょうそう事業委員会	女性団体協議会
		子ども会育成連合会	子ども会育成連合会
	シニアクラブ連合会	シルバークラブ連絡協議会	シニア連合会
	スポーツ少年団	スポーツ少年団	スポーツ少年団
	学校長会	校長会	校長会
学校	県立守谷高等学校	県立水海道第一高等学校	県立岩井高等学校
, ,		県立水海道第二高等学校	県立坂東総合高等学校
		県立石下紫峰高等学校	
	企画課長	企画課長	企画課長
	秘書課長	秘書課長	秘書広聴課長
	財政課長	財政課長	財政課長
市	市民協働推進課長	市民協働課長	市民協働課長
	経済課長	商工観光課長	商工振興課長
		農政課長	観光交流課長
			農業政策課長
	生涯学習課長	生涯学習課長	生涯学習課長

事務局	守谷市・常総市・坂東市準備委員会事務局	
-----	---------------------	--

第74回国民体育大会守谷市·常総市·坂東市準備委員会 競技式典専門委員会委員(案)

【29名】 (順不同・敬称略)

選出区分	守谷市	常総市	坂東市
スポーツ	体育協会	体育協会	体育協会
	中学校体育連盟	小中学校体育連盟	小中学校体育連盟
学校	小学校体育連盟		
	中学校体育連盟 ハンドボール専門部	中学校体育連盟 ハンドボール専門部	中学校体育連盟 ハンドボール専門部
	スポーツ推進委員会	スポーツ推進委員会	スポーツ推進委員会
	茨城県ハンドボール協会 理事長 茨城県ハンドボール協会		
	副会長		
スポーツ	茨城県ハンドボール協会 副理事長兼事務局長		
スホーク	茨城県ハンドボール協会 小体連		
	茨城県ハンドボール協会 中体連		
	茨城県ハンドボール協会 高体連		
	茨城県ハンドボール協会 一般連		
	秘書課長	秘書課長	秘書広聴課長
市	学校教育課長	学校教育課長	学校教育課長
	生涯学習課長	校教育課長	国体・五輪・スポーツ振興課長

事務局	守谷市・常総市・坂東市準備委員会事務局	
-----	---------------------	--

第74回国民体育大会守谷市·常総市·坂東市準備委員会 宿泊衛生専門委員会委員(案)

【22名】 (順不同・敬称略)

選出区分	守谷市	常総市	坂東市
宿泊観光		茨城県ホテル旅館 生活衛生同業組合 水海道支部	
	日本旅行業協会 関東支部茨城地区委員会		
医療福祉	(公社)取手市医師会	(一社) 茨城県きぬ医師会	
	竜ヶ崎保健所	常総保健所	
食品衛生	食生活改善推進委員会	食生活改善推進委員会	食生活改善推進協議会
		水海道地方飲食店組合	料理飲食店組合
		石下・千代川三業組合	
	保健センター長	保健推進課長	健康づくり推進課長
市	生活環境課長	生活環境課長	生活環境課長
	経済課長	商工観光課長	商工振興課長
			観光交流課長

事務局

第74回国民体育大会守谷市·常総市·坂東市準備委員会 輸送交通専門委員会委員(案)

【29名】 (順不同・敬称略)

選出区分	守谷市	常総市	坂東市	
	茨城県 バス協会守谷支部	茨城県 バス協会常総支部	茨城県 バス協会坂東支部	
	茨城県レンタカー協会			
輸送交通	茨城県 タクシー・ハイヤー協会 守谷支部	茨城県 タクシー・ハイヤー協会 常総支部	茨城県 タクシー・ハイヤー協会 坂東支部	
	首都圈新都市鉄道㈱	関東鉄道㈱水海道管区	東武鉄道㈱ 東武柏駅管区七光台駅	
	関東鉄道㈱守谷管区			
	関東鉄道㈱ 水海道営業所		茨城急行自動車㈱ 野田営業所	
国	国土交通省 茨城運輸支局			
Hele He tota	取手警察署	常総警察署	境警察署	
警察等	取手地区交通安全協会 守谷支部	常総地区交通安全協会	境地区交通安全協会 坂東市部	
	企画課長	企画課長	企画課長	
市	交通防災課長	安全安心課長	交通防災課長	
	建設課長	建設課長	道路課長	

事務局

第74回国民体育大会守谷市·常総市·坂東市準備委員会 企業協賛推進専門委員会委員(案)

【30名】 (順不同・敬称略)

選出区分	守谷市	常総市	坂東市
	商工会	商工会	商工会
	守谷市産業地域協力会	常総市工業懇話会	坂東地区工業連絡会
	守谷市建設業協会		ばんどう建設業協会
産業経済	守谷市管工事業協同組合		坂東市岩井 上下水道工事店組合 坂東市さしま 上下水道工事店組合
	守谷市金融団	水海道金融団	坂東市金融団
		石下金融団	
	茨城みなみ農業協同組合	常総ひかり農業協同組合	岩井農業協同組合
			茨城むつみ農業協同組合
医療福祉	(公社)取手市医師会	(一社)茨城県きぬ医師会	きぬ医師会坂東支部
宿泊観光	日本旅行業協会 関東支部茨城地区委員会	茨城県ホテル旅館 生活衛生同業組合 水海道支部	
市	秘書課長	秘書課長	秘書広聴課長
111	経済課長	商工観光課長	商工振興課長

事務局	守谷市・常総市・坂東市準備委員会事務局	
-----	---------------------	--

その他(1)

第74国民体育大会守谷市·常総市·坂東市準備委員会 平成27年度事業報告(案)

第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会会則第11条 第4項第3号の規定により、平成27年度事業報告を提案する。

1 会議等の開催

設立総会・第1回総会(平成28年2月16日)

第74回国民体育大会守谷市·常総市·坂東市準備委員会設立趣意書

第74回国民体育大会守谷市·常総市·坂東市準備委員会会則

第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会委員・役員 等の選任

第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市開催基本方針

第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会総会から常任委員会への委任事項(案)

第74回国民体育大会守谷市·常総市·坂東市準備委員会平成27年 度事業計画

第74回国民体育大会守谷市·常総市·坂東市準備委員会平成27年 度収支予算

2 準備委員会事務局設置の準備

平成28年4月1日より、もりや学びの里において、守谷市・常総市・坂東市準備委員会事務局を設置。

3 先催都市 (ハンドボール競技開催都市) の準備状況等の調査及び研究 岩手県 花巻市 (平成28年開催)

愛媛県 松山市・西条市 (平成29年開催)

福井県 福井市・永平寺町(平成30年開催)

その他 (2)

第74回国民体育大会守谷市·常総市·坂東市準備委員会 平成27年度収支決算(案)

第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会会則第11条第4項4号の規定により、平成27年度収支決算を提案する。

1 収入

(単位:円)

科目		当初 予算額	補正後 予算額 (a)	決 算額 (b)	比較 (b)-(a)	説明
1	助成金	400, 000	1, 503, 000	1, 503, 000	0	
	1 振興会助成金	400, 000	1, 503, 000	1, 503, 000	0	守谷市・常総市・ 坂東市ハンドボー ル競技振興会から
2	雑収入	100	100	28	▲ 72	
	1 預金利子	100	100	28	▲ 72	
	合計	400, 100	1, 503, 100	1, 503, 028	▲ 72	

2 支出

(単位:円)

	科目	当初 予算額	補正後 予算額 (a)	決 算額 (b)	比較 (a)-(b)	説明
1	会議費	100, 000	168, 000	132, 868	35, 132	
	1 消耗品費	40,000	51,000	23, 808	27, 192	用紙代,卓上花代
	2 通信費	50,000	107,000	106, 750	250	郵送代
	3 食糧費	10,000	10,000	2, 310	7, 690	総会時賄
2	工事費	200, 000	0	0	0	
	1 工事費	200, 000	0	0	0	準備室設置費へ流用
3	事務費	50, 000	50, 000	33, 424	16, 576	
	1 事務費	10, 000	10, 000	6, 532	3, 468	会長印作成,振込 手数料
	2 消耗品費	40,000	40,000	26, 892	13, 108	封筒代
4	準備室設置費	0	1, 235, 000	1,001,312	233, 688	
	1 消耗品費	0	105, 000	98, 412	6, 588	デスクマット, コピー用紙等
	2 備品購入費	0	260,000	251, 776	8, 224	椅子,収納庫等
	3 工事費	0	870,000	651, 124	218, 876	3市ネットワーク工事他
5	予備費	50, 100	50, 100	0	50, 100	
	1 予備費	50, 100	50, 100	0	50, 100	
	合計	400, 100	1, 503, 100	1, 167, 604	335, 496	

収入総額 1,503,028 円 支出総額 1,167,604 円 差引残額 335,424 円

差引残額 335,424円は,次年度に繰り越し。

監査報告書

第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会におけ る平成27年度歳入歳出決算について監査したところ、収入・支出 および関係諸帳簿類ともに正確であると認める。

平成28年 6月 2日

第74回国民体育大会守谷市·常総市·坂東市準備委員会

監事 常総市会計管理者

平間 武圖 大久保正己鑫 監事 坂東市会計管理者

その他(3)

第74国民体育大会守谷市·常総市·坂東市準備委員会 平成28年度事業計画(案)

第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会会則第11条 第4項第3号の規定により、平成28年度事業計画を提案する。

1 会議等の開催

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会
 - ア総務企画専門委員会
 - イ 競技式典専門委員会
 - ウ 宿泊衛生専門委員会
 - 工 輸送交通専門委員会
 - 才 企業協賛推進専門委員会

2 各種計画の策定

- (1) 第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市開催推進総合計画 の策定
- (2) 広報基本計画,市民協働基本計画,歓迎・接伴基本計画,競技運営基本計画,式典基本計画,宿泊基本計画,医事・衛生基本計画,輸送・交通基本計画及び企業協賛推進基本計画の策定
- (3) 競技用具整備計画,競技役員等編成計画,リハーサル大会実施計画の策定

3 事業の推進

(1)総務企画関係

第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市開催推進総合計画 の進行管理

国体開催関係経費の調査研究 広報啓発活動の推進

(2) 競技式典関係

リハーサル大会開催にかかる調整 リハーサル大会運営経費の調査研究 (3)宿泊衛生関係仮配宿の実施宿泊施設提供率向上及び広域配宿に関する調査研究

- (4)輸送交通関係 警備,消防及び防災に関する調査研究
- (5) 企業協賛推進関係 競技会開催にかかる企業協賛等の推進
- 4 関係機関及び競技団体との連絡調整
 - (1) 茨城県準備委員会市町村連絡会議 国体開催決定後に行うイベント調査,競技役員等第二次編成調査,競技用具整備計画第三次調査,練習会場案最終調査,配宿実施方針意向調査,会場地輸送等調査,等
 - (2) ハンドボール関係団体との調整
 - (3) 3市間の連絡調整
- 5 先催都市の準備状況等の調査及び研究
 - (1) 愛媛国体リハーサル大会の視察
 - (2) 希望郷いわて国体、希望郷いわて大会の視察
 - (3) 希望郷いわて国体事業概要説明会への出席

その他 (4)

第74回国民体育大会守谷市·常総市·坂東市準備委員会 平成28年度収支予算(案)

第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会会則第11条第4項 4号の規定により、平成28年度収支予算を提案する。

1 収入の部

(単位:円)

科目		本年度予算額	説明	
 1 負担金及び助成金		42, 904, 000		
1	振興会助成金	12, 904, 000	守谷市・常総市・坂東市ハンドボール 競技振興会から	
2	? 市負担金	30, 000, 000	守谷市,常総市,坂東市から	
2 雑川	又入	25, 576		
1	雑収入	25, 576	預金利息及び啓発品売上	
3 繰走	返金	335, 424		
1	繰越金	335, 424	H27年度会計から	
	合計	43, 265, 000		

2 支出の部

(単位:円)

			(<u>卑似</u> :
科目		本年度予算額	説明
1 総務費		3, 752, 000	
	1 会議費	159, 000	消耗品費,食糧費,通信運搬費等
	2 事務局費	3, 593, 000	消耗品費,燃料費,通信運搬費,手数 料,使用料賃借料,備品購入費等
2	催推進費	2, 013, 000	
	1 事業費	2, 013, 000	旅費,消耗品費,印刷製本費,委託料 等
3 諸	支出金	37, 000, 000	
	1 開催準備金	37, 000, 000	国体開催準備積立金
4 予	·備費	500, 000	
	1 予備費	500, 000	
	合計	43, 265, 000	

その他(5)

準備委員会の組織改正(案)及び会則の改正(案)

① 第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会の組織について、次のとおり改正する。

(改正内容)

いきいき茨城ゆめ国体の開催決定(平成28年〇月〇日)を機に,「第74回 国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会」(以下,「準備委員会」とい う。)の名称を「いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会」 (以下,「実行委員会」という。)に変更し,併せて組織の改正を行う。

② 準備委員会の組織改正に伴い,実行委員会の組織に係る規程を別紙案のとおり改正する。

(改正する規程)

第74回国民体育大会守谷市·常総市·坂東市準備委員会会則

(主な改正内容)

名称の変更(準備委員会から実行委員会へ) 総会及び常任委員会の議決事項等の見直し

その他 (5)①

いきいき茨城ゆめ国体 守谷市・常総市・坂東市 実行委員会 組織図 (案)

いきいき茨城ゆめ国体 守谷市・常総市・坂東市 実行委員会

【参与】(71)

・必要事項について会長の諮問に応じ助言

【顧問】(22)

・重要事項につい て会長の諮問に 応じ助言

【総会】(287)

会長(1),副会長(2),常任委員(42),監事(2), 顧問(22),参与(71),委員(147)

・事業報告,会計報告,その他重要事項及び 会長が必要と認める事項の報告



【幹事会】

- 3 市 教育部長(3)
- 3市 国体担当課長(3)
- ・3市の調整,情報共有等

【事務局】

守谷市 教育委員会(2) 常総市 教育委員会(2)

坂東市 教育委員会(2)

【常任委員会】(45)

委員長(1), 副委員長(2), 常任委員(42)

- ・競技会の開催に係る基本方針
- 会則の制定及び改廃
- 事業計画及び事業報告
- ・予算及び決算
- 専門委員会の設置・付託
- ・その他委員長が必要と認める事項 を決定



【専門委員会】

・分野ごとに常任委員会から付託及び委任され た事項の調査,審議

総務企画 専門委員会(54)

·広報,市民協働 歓迎,接伴等

競技式典 専門委員会(29)

·競技, 式典, 施設等

宿泊衛生 専門委員会(22)

宿泊,医事衛生等

輸送交通 専門委員会(29)

輸送,交通, 警備等

企業協賛推進 専門委員会(30)

・企業協賛の推 進等



各種団体・協会

3市 庁内推進組織

_] [連携・協力

茨城県

その他 (5)②

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会会則の改正(案)

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会会則(案)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は,第74回国民体育大会において,守谷市・常総市・坂東市(以下「3市」という。)で開催される競技会(以下「競技会」という。)の円滑な運営に必要な事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

- 第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。
 - (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針及び計画の決定に関すること。
 - (2) 競技会の開催及び運営に係る準備に関すること。
 - (3) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
 - (4) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連携調整に関すること。
 - (5) 市民のスポーツ意識の高揚に関すること。
 - (6) その他実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

- 第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。
- (1) 3 市を代表する者
- (2) 3市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

- 第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名以内
 - (3) 常任委員 50名以内
- (4) 監事 2名

(役員の選任)

第6条 会長及び副会長は、3市の市長の互選によって決定する。

- 2 常任委員及び監事は、委員のうちから会長が委嘱する。 (役員の職務)
- 第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は,実行委員会の財務を監査する。 (任期等)
- 第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は、辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。
- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

- 第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議の種類

(会議の種類)

- 第10条 実行委員会に、次に掲げる機関を置く。
 - (1) 総会
 - (2) 常任委員会
 - (3) 専門委員会
 - (4) 幹事会

(総会)

- 第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。
- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会に報告すべき事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項に関すること。
- 5 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

- 第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
- (1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。
- (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、重要な事項に関すること。
- 8 常任委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、常 任委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を 委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 9 常任委員会の議事は、出席委員(代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 10 会長は、常任委員会が審議し、決定した事項及び次条第2項又は第3項の規定により専門委員から報告があった事項を、必要に応じて次の総会に報告するものとする。
- 11 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

(専門委員会)

- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査し、及び審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について調査し、及び審議し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。
- 4 前3項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。 (幹事会)
- 第14条 3市の共通認識を図り具体的な事項を検討するため、幹事会を置く。
- 2 幹事会の幹事は、3市の教育部長及び第74回国民体育大会担当課長をもって充てる。
- 3 幹事会に幹事長を置く。
- 4 幹事長は幹事の互選により選出する。
- 5 幹事会は幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第15条 会長は、総会及び常任委員会(以下「総会等」という。)を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第16条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第17条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第 18 条 実行委員会の収支予算は、常任委員会の議決により定め、収支決算は、監事の 監査を経て常任委員会の承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。
- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

- 第20条 実行委員会は,第2条に規定する目的が達成されたときは,常任委員会の議決 を経て解散するものとする。
- 2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、常任委員会の議決を経て処分する。

第8章 補則

(委任)

第 21 条 この会則に定めるもののほか,実行委員会の運営に必要な事項は,会長が別に 定める。

附則

この会則は、平成28年8月24日から施行する。

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会会則新旧対照表

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会会則新旧対照表				
改正	現 行			
いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市	第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市			
<u>実行</u> 委員会会則(案)	<u>準備</u> 委員会会則			
第1章 総則	第1章 総則			
(名称)	(名称)			
第1条 本会は、いきいき茨城ゆめ国体守谷	第1条 本会は, <u>第74回国民体育大会</u> 守谷			
市・常総市・坂東市 <u>実行</u> 委員会(以下「 <u>実行</u> 委	市・常総市・坂東市 <u>準備</u> 委員会(以下「 <u>準備</u> 委			
員会」という。)と称する。	員会」という。)と称する。			
(目的)	(目的)			
第2条 実行委員会は、第74回国民体育大会	第2条 準備委員会は,第74回国民体育大会			
において、守谷市・常総市・坂東市(以下「3	において、守谷市・常総市・坂東市(以下「3			
市」という。)で開催される競技会(以下「競	市」という。)で開催される競技会(以下「競			
技会」という。)の円滑な運営に必要な事業を	技会」という。)の円滑な運営に必要な <u>準備</u> を			
行うことを目的とする。	行うことを目的とする。			
(所掌事項)	(所掌事項)			
第3条 実行委員会は、前条の目的を達成する	第3条 準備委員会は、前条の目的を達成する			
ため、次の各号に掲げる事項を行う。	ため、次の各号に掲げる事項を行う。			
(1) 競技会の開催 <u>及び運営</u> に必要な方針及び	(1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決			
計画の決定に関すること。	定に関すること。			
(2) 競技会の開催 <u>及び運営</u> に係る準備に関す	(2) 競技会の開催に係る準備に関すること。			
ること。				
(3)~(5) (略)	(3)~(5)(略)			
(6) その他 <u>実行</u> 委員会の目的達成に必要な事	(6) その他 <u>準備</u> 委員会の目的達成に必要な事			
項に関すること。	項に関すること。			
第2章 組織	第2章 組織			
(組織)	(組織)			
第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって	第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって			
組織する。	組織する。			
2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会	2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会			
長が委嘱する。	長が委嘱する。			
(1) ~ (4) 略)	(1) ~ (4) (略)			
(役員)	(役員)			
第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を	第5条 <u>準備</u> 委員会に次の各号に掲げる役員を			
置く。	置く。			
(1) 会長 1名	(1) 会長 1名			

(2) 副会長 (2) 副会長 2名以内 2名以内 (3) 常任委員 50名以内 (3) 常任委員 各市40名以内 (4) 監事 (4) 監事 2名 2名 (役員の選任) (役員の選任) 第6条 会長及び副会長は、3市の市長の互選 第6条 会長及び副会長は、3市の市長をもっ によって決定する。 て充てる。 2 常任委員及び監事は、委員のうちから会長 2 常任委員及び監事は、総会の同意を得て、 委員のうちから会長が委嘱する。 が委嘱する。 (役員の職務) (役員の職務) 第7条 会長は,実行委員会を代表し,会務を 第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を 総理する。 総理する。 $2 \sim 3$ (略) $2 \sim 3$ (略) 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。 4 監事は、準備委員会の財務を監査する。 (任期等) (任期等) 第8条 委員及び役員(以下「委員等」とい 第8条 委員及び役員(以下「委員等」とい う。) の任期は、委嘱されたときから実行委員 う。) の任期は、委嘱されたときから準備委員 会の目的が達成されたときまでとする。ただ 会の目的が達成されたときまでとする。ただ し、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の し、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の 団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員 団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員 等は、辞職したものとみなし、その後任者が前 等は、辞職したものとみなし、その後任者が前 任者の残任期間を務めるものとする。 任者の残任期間を務めるものとする。 $2 \sim 4$ (略) $2 \sim 4$ (略) (顧問及び参与) (顧問及び参与) 第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くこ 第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くこ とができる。 とができる。 $2 \sim 5$ (略) $2 \sim 5$ (略) 第3章 会議の種類 第3章 会議 (会議の種類) (会議の種類) 第10条 実行委員会に、次に掲げる機関を置 第10条 準備委員会に、次の各号に掲げる会 議を置く。 < 。 (1) ~ (3) (略) $(1) \sim (3)$ (略) (4) 幹事会 (新設) (総会) (総会)

第11条 $1 \sim 3$ (略)

第11条 1~3 (略)

- 4 総会に報告すべき事項は、次に掲げるとお りとする<u>。</u>
- (1) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要 と認める事項に関すること。
- (4) ~ (6) (削除)
- 5 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会 への出席を求めることができる。

- 4 総会は、次の各号に掲げる事項について審 議し,議決する。
- (1) 競技会の開催に係る基本方針に関するこ と。
- (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) 常任委員会に委任する事項に関するこ
- (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開 催及び議決することができない。 ただし、総会 に出席できない委員は, あらかじめ通知された 事項について, 代理人に権限を委任し, 又は書 面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員(代理人に権限を 委任し、又は書面で議決に加わった者を含 む。) の過半数をもって決し,可否同数のとき は、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会 への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第 12 条 $1 \sim 2$ (略)

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

$4 \sim 7$ (略)

- (1) 競技会の開催に係る基本方針に関するこ と。
- (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) 専門委員会の設置及び専門委員会への付 託及び委任事項に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、重要な事項 に関すること。
- れば開催することができない。ただし、常任委 員会に出席できない委員は、あらかじめ通知さ

(常任委員会)

第 12 条 $1 \sim 2$ (略)

3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名 する。

$4 \sim 7$ (略)

- (1) 総会から委任された事項に関すること。
- (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付 託に関すること。
- (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項 に関すること。
- (4) その他委員長が必要と認める事項に関す ること。
- 8 常任委員会は、委員の過半数の出席がなけ │ 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員 会について準用する。

れた事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。 9 常任委員会の議事は、出席委員(代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 10 会長は、常任委員会が審議し、決定した事項及び次条第2項又は第3項の規定により専門委員から報告があった事項を、必要に応じて次の総会に報告するものとする。 11 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。	9 常任委員会は、第7項の規定により審議決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員から報告があった事項を、必要に応じて次の総会に報告するものとする。 10 第8条の規定は、常任委員会の任期等について準用する。 (新設)
(専門委員会) 第13条 1~3(略) 4 前3項に定めるもののほか,専門委員会に 関し必要な事項は,常任委員会に諮った上で, 会長が別に定める。 5 第8条の規定は,専門委員の任期等につい て準用する。	(専門委員会) 第13条1~3(略) 4 前3項 <u>の規定</u> に定めるもののほか,専門委 員会に関し必要な事項は,常任委員会に諮った 上で,会長が別に定める。 5 第8条の規定は,専門委員の任期等につい て準用する。
(幹事会) 第14条 3市の共通認識を図り具体的な事項 を検討するため、幹事会を置く。 2 幹事会の幹事は、3市の教育部長及び第7 4回国民体育大会担当課長をもって充てる。 3 幹事会に幹事長を置く。 4 幹事長は幹事の互選により選出する。 5 幹事会は幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。	(新設)
第4章 会長の専決処分 (会長の専決処分) 第15条 1~2 (略)	第4章 会長の専決処分 (会長の専決処分) <u>第14条</u> 1~2 (略)
第5章 事務局	第5章 事務局

(事務局)

2 (略)

34

事務局を置く。

第15条 準備委員会の事務を処理するため、

第16条 実行委員会の事務を処理するため,

(事務局)

2 (略)

事務局を置く。

第6章 会計 第6章 会計 (経費) (経費) 第17条 実行委員会の経費は、負担金及びそ 第16条 準備委員会の経費は、交付金及びそ の他の収入をもって充てる。 の他の収入をもって充てる。 (予算及び決算) (予算及び決算) 第18条 実行委員会の収支予算は、常任委員 第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議 会の議決により定め、収支決算は、監事の監査 決により定め、収支決算は、監事の監査を経て を経て常任委員会の承認を得なければならな 総会の承認を得なければならない。 11 (会計年度) (会計年度) 第19条 実行委員会の会計年度は,毎年4月 第18条 準備委員会の会計年度は,毎年4月 1日に始まり、翌年3月31日までとする。 1日に始まり、翌年3月31日までとする。 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会 2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会 長が別に定める。 長が別に定める。 第7章 解散 第7章 解散 (解散) (解散) 第20条 実行委員会は,第2条に規定する目 第19条 準備委員会は,第2条に規定する目 的が達成されたときは, 常任委員会の議決を経 的が達成されたときは、総会の議決を経て解散 て解散するものとする。 するものとする。 2 実行委員会が解散するときに有する残余財 2 準備委員会が解散するときに有する残余財 産は、常任委員会の議決を経て処分する。 産は,総会の議決を経て処分する。 第8章 補則 第8章 補則 (委任) (委任) 第21条 この会則に定めるもののほか、実行 第20条 この会則に定めるもののほか,準備 委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定め 委員会の運営に必要な事項は,会長が別に定め る。 る。

する。

附則

この会則は、平成28年2月16日から施行

附則

する。

この会則は、平成28年8月24日から施行

第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は, 第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会(以下「準備委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 準備委員会は,第74回国民体育大会において,守谷市・常総市・坂東市(以下「3市」という。)で開催される競技会(以下「競技会」という。)の円滑な運営に必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

- 第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。
 - (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
 - (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
 - (3) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
 - (4) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連携調整に関すること。
 - (5) 市民のスポーツ意識の高揚に関すること。
 - (6) その他準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

- 第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。
- (1) 3 市を代表する者
- (2) 3 市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体, 関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者 (役員)
- 第5条 準備委員会に次の各号に掲げる役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名以内
 - (3) 常任委員 各市 40 名以内
 - (4) 監事 2名

(役員の選任)

- 第6条 会長及び副会長は、3市の市長をもって充てる。
- 2 常任委員及び監事は、総会の同意を得て、委員のうちから会長が委嘱する。 (役員の職務)
- 第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長

が指名した順位により、その職務を代理する。

- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第 12 条第 7 項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、準備委員会の財務を監査する。 (任期等)
- 第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は、辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。
- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

- 第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

- 第10条 準備委員会に、次の各号に掲げる会議を置く。
 - (1) 総会
 - (2) 常任委員会
 - (3) 専門委員会

(総会)

- 第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。
- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。
- (1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。
- (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
- (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催及び議決することができない。ただし、 総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任 し、又は書面で議決に加わることができる。

- 6 総会の議事は、出席委員(代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。 (常任委員会)
- 第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
- (1) 総会から委任された事項に関すること。
- (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託に関すること。
- (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
- (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は,第7項の規定により審議決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員から報告があった事項を,必要に応じて次の総会に報告するものとする。
- 10 第8条の規定は、常任委員会の任期等について準用する。

(専門委員会)

- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査し、及び審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について調査し、及び審議し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。
- 4 前3項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会(以下「総会等」という。)を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第 15 条 準備委員会の事務を処理するため,事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 準備委員会の経費は、交付金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第 17 条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を 経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。 2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

- 第 19 条 準備委員会は, 第 2 条に規定する目的が達成されたときは, 総会の議決を経て 解散するものとする。
- 2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

第8章 補則

(委任)

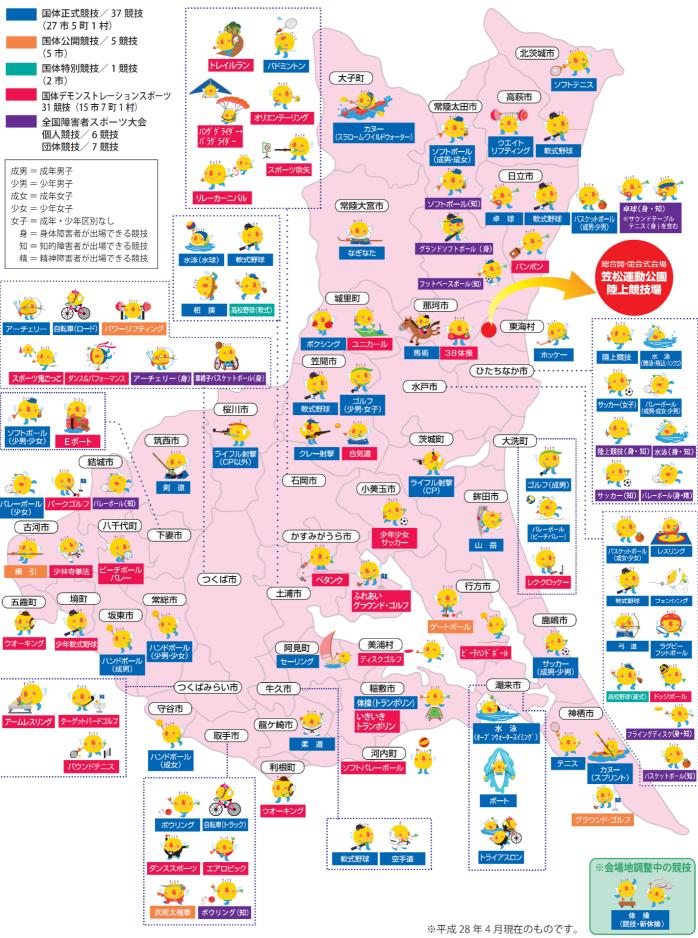
第20条 この会則に定めるもののほか,準備委員会の運営に必要な事項は,会長が別に 定める。

付 則

この会則は、平成28年2月16日から施行する。

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会 会場地市町村一覧

●実施競技





守谷市・常総市・坂東市は、 ハンドボール競技の会場です。 みんなで盛り上げよう!

平成31年9月28日 開幕 予定! ハンドボール競技は、10月 開催 予定!

守谷市:成年女子(常総運動公園総合体育館)

常総市: 少年男女(水海道総合体育館・県立水海道第二高等学校体育館)

坂東市:成年男子(坂東市総合体育館・県立岩井高等学校体育館)



第74回 国民体育大会 守谷市・常総市・坂東市 準備委員会事務局 〒302-0101 守谷市板戸井 2418 (もりや学びの里内) TEL 0297-21-5120 / FAX 0297-21-5122

SNS で、情報発信中!



www.facebook.com/kokutai.hand

いばラッキ-いきいき茨城ゆめ国体



@74kokutai



ハンドボールは1チーム 7人(うちゴールキーパー 1人)がパスとドリブルで ボールを運び、相手ゴール へ投げ込んで得点を競う スポーツだよ。

ゴールエリアライン(ゴー ルから6m)の外からのシ ュートがゴールに入れば 1点だよ。

ボールを持って3歩まで 歩けるよ。

お問い合わせ先

|委員会事務局(国体・障害者スポーツ大会局 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6 電話: 029-301-5402 / FAX: 029-301-5399

@ibarakikokutai

🚅 いきいき茨城ゆめ国体 2019

いきいき茨城ゆめ大会 arakitaikai2019.jp/



■いきいき茨城ゆめ国体 ホームページ 回 http://www.ibarakikokutai2019.jp/



